

令和元年度早期退職に係る募集実施要項

東みよし町定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例(以下「条例」という。)第2条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行います。

1 退職すべき期日

令和2年3月31日

2 募集する人数

制限なし

3 募集期間

令和元年5月7日(火)午前8時30分から

令和元年6月7日(金)午後5時15分まで

4 募集の対象となるべき職員の範囲

一般行政職及び技能労務職で、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員。

ただし、条例第4条第1項各号に掲げる職員は、応募をすることはできない。

5 応募又は応募の取下げに係る手続き

(1) 応募をする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書(様式第1号)」に必要事項を記入の上、総務課長に提出

(2) 応募を取り下げる職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(様式第2号)」に必要事項を記入の上、総務課長に提出

6 認定をし、又はしない旨の決定通知の予定時期

令和元年6月末

7 認定をしない旨の決定をする場合

(1) 募集実施要項の規定に適合しない場合

(2) 応募後に、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

8 問合せ先

総務課 82-6303 (内線214)